

令和6年度 農作業標準労賃・機械作業料金

農作業標準労賃及び機械作業料金を下記のとおり定めましたので、参考にお知らせします。
 以下はあくまでも目安ですので、料金は相互の話し合いでお決めください。

高森町農業委員会

◎ 農作業労賃

作物	作業の種類	1時間当(円)	摘要
稲作	一般作業	960	
畑作	一般作業	960	
果樹	一般作業	960	
	収穫作業	960	
	剪定・接木・棚張	1,800	
	SSオペレーター	2,000	手作業散布は割増

※ 食事は労働者持ちとします。

※ 一般作業及び収穫作業について、令和6年の長野県最低賃金の改定額が本金額を上回った場合は、当該改定日よりその金額を適用することとします。

◎ 機械作業料金

作業の種類	単位	料金(円)	摘要
耕耘作業	10 a	10,000	深さ15 cmを基準とする ※作業困難な所は50%以内増
代かき作業	10 a	14,000	荒代、植代まで ※作業困難な所は50%以内増
畦塗り作業	1m	150	
機械田植	10 a	11,000	植付け作業のみ
果樹園耕起	10 a	10,000	
バインダー	10 a	10,000	枕地刈は委託者が行う、結束ひもは作業員持ち、作業困難な所は20%以内増
ハーベスター	10 a	11,000	委託農家で補助者を付ける場合の料金
消毒	SS	10 a	薬剤は委託者もちとする
	手散布 (動噴)	1時間当	
草刈作業	10 a	5,500	モアによる場合(作業困難な所は割増)
	1時間当	2,500	刈払機による場合(作業困難な所は割増)

★注意事項

※ 機械作業料金について、消費税は外税とします。 ※ 機械・燃料は作業者もちとします。

※ 機械貸付料金は作業料金の半額位です。

※ 社会情勢の変化等により設定期間中に労賃・料金を改定する場合があります。